

議案 38 号

橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例について

橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 29 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例

橋本市事務分掌条例（平成18年橋本市条例第8号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の内部組織(以下「部」という。)を置く。</p> <p>総務部 市民生活部 健康福祉部 経済推進部 建設部 上下水道部</p> <p>2 前項に規定する部のほか、市長の権限に属する事務を分掌させるため、<u>政策企画室、秘書広報課及び危機管理室を置く。</u></p> <p>(事務分掌) 第2条 前条に規定する部の事務分掌の概要は、次のとおりとする。</p>	<p>(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の内部組織を置く。</p> <p>企画部 総務部 市民生活部 健康福祉部 経済部 建設部 上下水道部</p> <p>(事務分掌) 第2条 前条に規定する内部組織の事務分掌の概要は、次のとおりとする。</p> <p>企画部 (1) <u>総合計画及び進行政管理に関すること。</u> (2) <u>重要施策の調整に関すること。</u> (3) <u>組織及び定数に関すること。</u> (4) <u>国際交流に関すること。</u> (5) <u>渉外及び秘書に関すること。</u> (6) <u>広報及び広聴に関すること。</u> (7) <u>人事及び研修に関すること。</u> (8) <u>給与及び福利厚生に関すること。</u> (9) <u>商工業の支援等の特命事項に関すること。</u></p>

<p>総務部 (1)～(6) 略 (7)～(12) 略 (13) 略 (14) 職員の定数に関すること。 (15) 人事及び研修に関すること。 (16) 給与及び福利厚生に関すること。 (17) 情報化の推進に関すること。 (18) 電子計算組織の管理運営に関すること。 (19) 他の部並びに政策企画室、秘書広報課及び危機管理室に属さないこと。 市民生活部 (1)～(9) 略 (10) 市税に関すること。 健康福祉部 略 経済推進部 (1) 略 (2)・(3) 略 (4) 商工業の支援等の特命事項に関すること。 建設部 (1)～(10) 略 (11) 土地改良事業に関すること。 (12) 地籍調査に関すること。 上下水道部 略 (政策企画室の事務分掌) 第3条 政策企画室の事務分掌の概要は、次のとおりとする。</p>	<p>(10) 情報化の推進に関すること。 (11) 電子計算組織の管理運営に関すること。 (12) 第70回国民体育大会に関すること。 総務部 (1)～(6) 略 (7) 防災に関すること。 (8)～(13) 略 (14) 市税に関すること。 (15) 略 (16) 他の部に属さないこと。 市民生活部 (1)～(9) 略 (10) 市民協働に関すること。 健康福祉部 略 経済部 (1) 略 (2) 土地改良事業に関すること。 (3) 地籍調査に関すること。 (4)・(5) 略 建設部 (1)～(10) 略 上下水道部 略</p>
---	--

<p>(1) <u>総合計画及び進捗管理に関すること。</u></p> <p>(2) <u>重要施策の調整に関すること。</u></p> <p>(3) <u>組織に関すること。</u></p> <p>(4) <u>国際交流に関すること。</u></p> <p>(5) <u>市民協働に関すること。</u></p> <p>(秘書広報課の事務分掌)</p> <p>第4条 <u>秘書広報課の事務分掌の概要は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>渉外及び秘書に関すること。</u></p> <p>(2) <u>広報及び広聴に関すること。</u></p> <p>(危機管理室の事務分掌)</p> <p>第5条 <u>危機管理室の事務分掌の概要は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>危機管理に関すること。</u></p> <p>(2) <u>防災に関すること。</u></p> <p>(臨時機構の設置)</p> <p>第6条 <u>前各条の規定にかかわらず、市長は、臨時の事務及び事業に関して、必要な臨時機構を設け、これを処理させることができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第7条 <u>この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>(臨時機構の設置)</p> <p>第3条 <u>前2条の規定にかかわらず、市長は、臨時の事務及び事業に関して、必要な臨時機構を設け、これを処理させることができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第4条 <u>この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(橋本市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

2 橋本市特別職報酬等審議会条例(平成18年橋本市条例第58号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

	改正前
<p>(庶務)</p> <p>第6条 審議会に関する庶務は、総務部職員課において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第6条 審議会に関する庶務は、企画部職員課において処理する。</p>

(橋本市火入れに関する条例の一部改正)

3 橋本市火入れに関する条例（平成 18 年橋本市条例第 181 号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(消防長への通知等) 第 16 条 略 2 市長は、火入れの許可をしようとする場合において必要があると認めるときは、<u>経済推進部農林振興課職員</u>（以下「担当職員」という。）を火入れ地に立ち入らせ、<u>実地調査</u>をさせることができる。 3・4 略</p>	<p>(消防長への通知等) 第 16 条 略 2 市長は、火入れの許可をしようとする場合において必要があると認めるときは、<u>経済部農林振興課職員</u>（以下「担当職員」という。）を火入れ地に立ち入らせ、<u>実地調査</u>をさせることができる。 3・4 略</p>